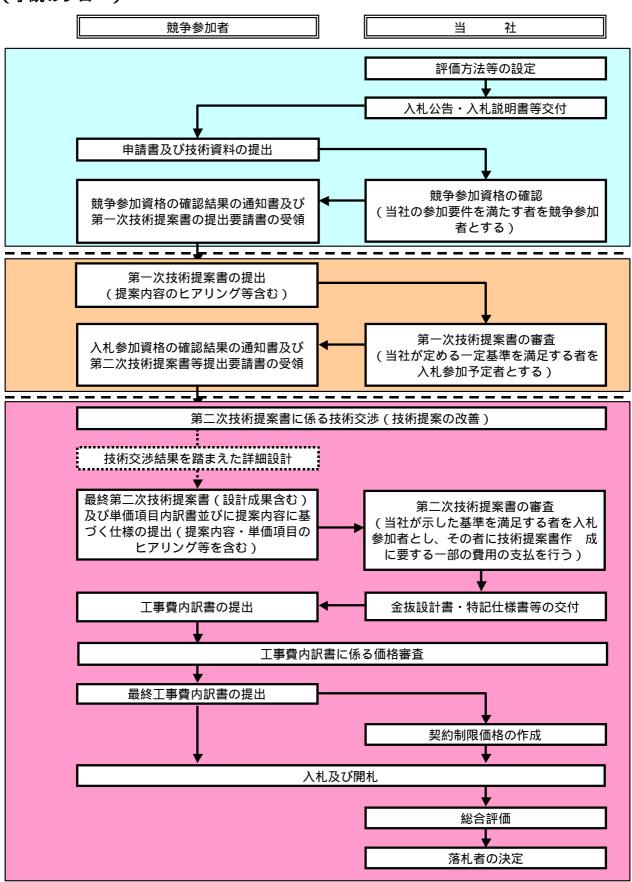
設計付入札前技術提案交渉方式について

(手続のフロー)



(手続きの概要)

本方式は、次に示す段階的な手続を経て、落札者を決定します。

競争参加者の認定

- ・当社が定めた競争参加資格要件に適合する者を競争参加者とする。
- ・競争参加者に対し、**第一次技術提案書の提出の要請**を行う。

(なお、当社が定めた競争参加資格要件の詳細は、入札公告・入札公告後に配布する入札説明書・技術提案書作成要領で明らかにする。)

入札参加予定者の認定

- ・第一次技術提案書を提出した競争参加者とヒアリング等を行う。
- ・ヒアリング等を行った後、第一次技術提案書の審査(技術評価)を行う。
- ・当社が定める評価基準を満足する提案書提出者を入札参加予定者とする。
- ・入札参加予定者に第一次技術提案に基づく**第二次技術提案書の提出の要請**を行う。 (なお、当社が求める第一次技術提案書の内容及び当社の定める基準・一定の評価 値の詳細は、入札公告後に配布する技術提案書作成要領で明らかにする。)

入札参加者及び落札者の決定

- ・第二次技術提案書を提出した入札参加予定者と**技術交渉(対話)**を行う。 (技術交渉は設計・施工条件等に関する内容で詳細設計中も実施可能)
- ・入札参加予定者は、技術交渉を反映した提案を具体化する詳細設計を行う。
- ・詳細設計後に**提案内容の仕様を含む最終第二次技術提案書**を提出する。
- ・入札参加予定者と最終第二次技術提案書についてヒアリング等を行う。
- ・構造の成立性を証明する成果を示した者を入札参加者とする。
- ・入札参加者に最終第二次技術提案に基づく工事費内訳書の提出の要請を行う。
- ・当社が定める評価基準により最終第二次技術提案書の技術評価を行なう。
- ・入札参加者に対し、技術提案書作成に要する費用の一部の支払いを行う。
- ・工事費内訳書を提出した**入札参加者と価格審査**を行う。
- ・ 価格審査を反映させた最終工事費内訳書を提出する。
- ・入札及び開札を行う。
- ・落札者は、**最終第二次技術提案書の「技術評価」と「入札価格」を総合的に評価する「総合評価落札方式」**により決定する。

(なお、当社が求める第二次技術提案書の内容、当社の定める基準・求めた条件、 技術提案書作成に要する一部の費用及び価格審査等の詳細は、入札公告後に配布 する入札説明書・技術提案書作成要領で明らかにする。)

(その他)

- ・ 本方式の手続期間は、求める技術提案(設計)の内容によって、差がありますが、 概ね1年を超える手続となります。(具体な期間は、入札公告でご確認願います)
- ・ 配置予定技術者は、手続期間中拘束するものではありません。

本方式では、手続期間が長期に及ぶことから、早期に配置技術者の予定を立て配置 予定技術者を長期間拘束することは困難かつ負担が大きいと考えられるため、まず、 「競争参加者の認定」において配置予定技術者の資格の保有状況・工事経験についての技術資料提出を求めますが、「入札参加者及び落札者の決定」における最終 第二次技術提案書の提出時点で、他の工事に従事していた技術者が当該工事に配置可能となり、既に提出された技術資料の記載配置予定技術者と同等以上の者と認められる場合は、配置予定技術者の変更ができます。